

daily コラム

2025 年 5 月 1 日 (木)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

小規模事業者の味方 持続化補助金「一般型」

補助金の意義

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞の第 17 回公募は、販売先の拡充や生産性向上を図る小規模事業者にとって、大きなチャンスとなる制度です。地域の商工会や商工会議所の支援を受けつつ、自社の経営計画に基づいて販路開拓や新しい顧客の獲得に取り組む際、その費用の一部を国から補助してもらえます。自らの強みを生かした独自の戦略を描くことで、厳しい環境にあっても次なる成長を見据える好機と言えるでしょう。

補助金の概要

補助対象者は日本国内に所在する小規模事業者です。今回の通常枠では、上限 50 万円の補助を基本とし、インボイスと賃金上げ両特例で、補助上限が 250 万円まで引き上げられます。例えばインボイス対応を通じて取引先との関係を維持・拡大したい方や、従業員の待遇を強化して人材定着を促したい方には活用の幅が広がるでしょう。審査にあたっては経営計画の実効性や事業規模の妥当性が重視されるので、申請には綿密なプラン作りが欠かせません。

申請手続き

締切は 2025 年 6 月 13 日 (金) 17 時です。

電子申請のみで受け付けられるため、事前にGビズIDを取得しておくことが重要です。また、応募前には地域の商工会・商工会議所で「事業支援計画書」の発行を受ける必要がありますが、この締切は 6 月 3 日です。書類の準備はもちろん、交付決定後でなければ経費が補助対象と認められない点も要注意です。

事業発展への意義

小規模事業者持続化補助金は、単なる資金援助にとどまらず、経営者が自社の課題を見直し、継続的な成長を描く機会を与えてくれます。商工会・商工会議所の専門家と相談しながら計画を立てることで、地域に根差した経営資源を再発見し、さらなる販路を切り拓くヒントを得られるでしょう。補助事業終了後も報告やフォローアップ調査が予定されているため、実施後の成果を客観的に分析し、次の展開へつなげることが可能です。ぜひこの制度を活用して、2025 年以降のビジネス拡大を着実に実現してください。



HPを作り、
SNSを活用し
て販路を拡大
しよう！